

国立大学法人上越教育大学における研究費の適正な運営・管理に関する基本方針

令和3年4月14日
最高管理責任者裁定

国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）は、本法人の責任において運営・管理すべき研究に係る事業経費（以下「研究費」という。）の不正使用を防止するため、国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成19年11月14規程第30号）第5条第2項第1号の規定に基づき、研究費の適正な運営・管理に関する基本方針を次のとおり定める。

第1 責任体系の明確化

研究費の運営・管理を適正に行うための責任体系を明確にし、学内外に公表する。

第2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、次に掲げる取組を推進することによって不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

- (1) コンプライアンス教育及び啓発活動の実施（役職員等の意識の向上と浸透）
- (2) 事務処理手続等に関するルールの明確化及び統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究費の不正使用を発生させる要因に対応した実効性のある不正使用防止計画を策定し、着実に実施する。

第4 研究費の適切な運営・管理活動

適正な予算執行管理を実施するとともに、発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムの構築を図る。

第5 情報発信・共有化の推進

研究費の不正使用防止に係る取組等について、学内での情報共有を図るとともに、広く国民の理解と支援を得るために学外へ発信する。

第6 モニタリングの在り方

研究費の不正使用が発生する可能性を最小にすることを目指し、本法人全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。また、これらに加え、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織牽制機能の充実・強化を図る。